

新	旧
<p>週休2日制確保工事試行要領（土木工事）</p>	<p>週休2日制確保工事試行要領（土木工事）</p>
<p>1～3（略）</p> <p>4 現場閉所による週休2日制工事</p> <p>4-1 用語の定義</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 完全週休2日</p> <p>月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、<u>事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。</u></p> <p>なお、1週間の定義は、<u>「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。</u></p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>4-2 週休2日の達成基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 完全週休2日</p> <p>完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（<u>4-1(3)における1週間の定義と同じ</u>）において、土曜日及び日曜日に現場閉所されたことをもって判断する。ただし、<u>対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は、土曜日及び日曜日を現場閉所とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているものとみなす。</u></p> <p><u>なお、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。</u></p> <p>4-3 週休2日制工事の実施</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 経費補正の実施</p> <p>当初の設計金額において、「週休2日制確保工事試行要領補正事項（土木工事）」（以下「補正事項」という。）（別添）により月単位の週休2日の経費補正を行う。</p> <p>完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第 <u>25</u> 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第 <u>25</u> 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</p>	<p>1～3（略）</p> <p>4 現場閉所による週休2日制工事</p> <p>4-1 用語の定義</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 完全週休2日</p> <p>月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、<u>土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。</u></p> <p>なお、1週間の定義は、<u>「月曜日から日曜日まで」を基本とする。</u></p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>4-2 週休2日の達成基準</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 完全週休2日</p> <p>完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（<u>月曜日から日曜日までを基本とする</u>）において、土曜日及び日曜日に現場閉所されたことをもって判断する。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、<u>事前に協議した上で、同一週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</u></p> <p>4-3 週休2日制工事の実施</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 経費補正の実施</p> <p>当初の設計金額において、「週休2日制確保工事試行要領補正事項（土木工事）」（以下「補正事項」という。）（別添）により月単位の週休2日の経費補正を行う。</p> <p>完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第 <u>24</u> 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第 <u>24</u> 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>5 交替制による週休2日制工事</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 週休2日の達成基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、<u>通期の週休2日を達成し、かつ</u>対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達成していることをもって判断する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-3 週休2日制工事の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経費補正の実施 当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により月単位の週休2日の経費補正を行う。 交替制による完全週休2日を達成した場合は、契約約款第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日が達成できなかった場合には、契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和7年7月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。 ただし、土木工事標準積算基準書(令和6年7月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>5 交替制による週休2日制工事</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 週休2日の達成基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達成していることをもって判断する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-3 週休2日制工事の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経費補正の実施 当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により月単位の週休2日の経費補正を行う。 交替制による完全週休2日を達成した場合は、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日が達成できなかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和7年7月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。 ただし、土木工事標準積算基準書(令和6年7月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

